

○広報なかま広告掲載取扱要綱

平成19年8月10日告示第57号

改正

平成19年12月20日告示第80号  
平成21年4月22日告示第49号  
平成22年4月1日告示第21号  
平成24年6月1日告示第82号  
平成26年1月7日告示第2号  
平成26年3月13日告示第31号  
平成28年1月15日告示第2号  
平成31年3月31日告示第72号  
令和2年3月31日告示第58号

広報なかま広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広報なかま」（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広報に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 著しく営利性を帯びたもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業広告
- (5) 人権侵害となるもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 個人又は法人の名刺広告
- (10) 人事募集広告
- (11) 市外の不動産に関わる内容の広告
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広報に掲載することが好ましくないと市長が判断したもの

(掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が定めるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、別表のとおりとする。

(掲載回数)

第5条 広告の掲載は、各月10日発行号とし、複数月に渡る掲載希望があった場合は、当該広告募集年度内を限度として広告を掲載することができる。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市と広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告代理店」という。）が行う。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料金は、類似広告、市場価格等を参考に、市と広告代理店との契約により決定する。

2 広告代理店を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず、最高額をもって落札した価格を広告掲載料とする。

(広告の申込み)

第8条 広報への広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報なかま広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿等を添え、広告代理店を通じて市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者は、広告の掲載を申し込むことができない。

(1) 市税その他使用料等を滞納している者

(2) 中間市暴力団排除条例（平成22年中間市条例第8号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(審査委員会)

第9条 市長は、広告掲載の適否を審査するため、広報なかま広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の審査は、広告内容その他広告掲載に関する事項について行うものとする。

(組織)

第10条 委員会は、総務部長、市長公室長及び産業振興課長をもって組織する。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第13条 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載の決定)

第14条 市長は、委員会の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記第2号様式）又は広告非掲載決定通知書（別記第3号様式）により、広告代理店を通じて申込者に通知しなければならない。

2 前項の広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告代理店を通

じて市長の指定する期日までに市長が指定する形式で広告版下を提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出した広告版下の内容等の変更は、認めない。

(広告掲載料の納付)

第15条 広告代理店は、市と広告代理店との間で締結した契約に基づく広告掲載料を、市の発行する中間市財務規則（平成13年中間市規則第20号）第27条に規定する納入通知書により市の指定する期日までに納入しなければならない。

(掲載の取消し)

第16条 市長は、次に掲げるときは、第14条第1項の規定による広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する日までに広告版下を提出しないとき。
- (2) 市長が指定する日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 広告主の反社会的行為、非社会的行為その他の広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。
- (4) 広告主が第8条ただし書に該当する者となったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日告示第80号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年4月22日告示第49号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第21号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年6月1日告示第82号）

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、施行日以後に広告の募集を行ったものについて適用し、施行日前に広告の募集を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月7日告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月13日告示第31号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日告示第2号）

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

附 則（平成31年3月31日告示第72号）

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第58号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

枠	規格
半1段	横88ミリメートル×縦47ミリメートル
全1段	横182ミリメートル×縦47ミリメートル

別記第1号様式（第8条関係）  
別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

中間市長 様

申込者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名及び  
氏名（フリガナ） \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

代理申請者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 広報なかま広告掲載申込書

「広報なかま」に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

掲載規格	<input type="checkbox"/> 半1段（横88mm×縦47mm） <input type="checkbox"/> 全1段（横182mm×縦47mm）
掲載期間	月から 月まで 回

※ 掲載原稿を添付してください。

別記第2号様式（第14条関係）

別記第2号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

中間市長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広報なかま広告掲載につきまして、次のとおり決定しましたので、広報なかま広告掲載取扱要綱第14条第1項の規定により通知します。

広告主名	
掲載規格	<input type="checkbox"/> 半1段（横88mm×縦47mm） <input type="checkbox"/> 全1段（横182mm×縦47mm）
掲載期間	月から 月まで 回
広告版下の提出期限	年 月 日
その他	

別記第3号様式（第14条関係）

別記第3号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

中間市長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広報なかま広告掲載につきまして、次のとおり非掲載と決定しましたので、広報なかま広告掲載取扱要綱第14条第1項の規定により通知します。

申込みの内容	申込者名	
	掲載規格	<input type="checkbox"/> 半1段（横88mm×縦47mm） <input type="checkbox"/> 全1段（横182mm×縦47mm）
	掲載期間	月から 月まで 回
非掲載の理由	広報なかま広告掲載取扱要綱第2条第 号に該当するため	
備考		